

2020年度新型コロナウイルス感染症に関する補正予算の専決処分を決定

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が、総務省により支給開始までの期間が短縮され、また長野県が行う拡大防止協力企業等特別支援事業に迅速に対応するため、4月28日、須坂市議会の全員協議会において、事業概要を説明し、関連予算について、同日付で専決処分を行うことを決定しました。

なお、専決予算の総額は51億9,900万円で、概要は下記のとおりです。

- 1 特別定額給付金 50億5,000万円
支給事務費 4,690万円
 - ・市民一人当たり一律10万円を給付します。(外国人を含む5万500人)
5月中に申請書を発送し速やかに支給できるよう準備を行います。【総務課】

- 2 子育て世帯への臨時特別給付金 6,640万円
支給事務費 370万円
 - ・児童手当受給世帯に児童一人当たり1万円を上乗せします。
対象児童は6,640人で、6月中に支給する予定です。 【子ども課】

- 3 新型コロナウイルス拡大防止協力金等負担金 3,200万円
 - ・県が実施する新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金として休業あるいは、営業時間短縮に応じた事業者に対し30万円を支給する費用の3分の1を負担します。(市内対象事業者：320件) 【商業観光課】

補正予算の決定に際しまして、常に市民の立場を考慮して、全面的にご協力いただきました市議会の皆様に感謝申し上げます、須坂市として迅速に実施してまいります。